

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成26年11月19日 午後3時00分から午後5時00分

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 三 浦 透 (横浜地方裁判所第2刑事部部総括判事)

裁判官 國 井 恒 志 (横浜地方裁判所第2刑事部判事)

検察官 九 岡 芳 彦 (横浜地方検察庁検事)

弁護士 伊 藤 武 洋 (横浜弁護士会所属)

裁判員経験者1番 40代 女性 主婦 (以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 40代 男性 会社員 (以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 40代 男性 公務員 (以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 40代 男性 会社員 (以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番 50代 男性 会社員 (以下「5番」と略記)

裁判員経験者6番 80代 男性 無職 (以下「6番」と略記)

議事要旨

(司会者)

それでは、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。私は、本日司会を務めさせていただきます第2刑事部の裁判長をしております裁判官の三浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、今年の4月に横浜地裁に参りまして横浜でこれまで4件、裁判員裁判を務めさせていただいております。前任地でも裁判員裁判を担当しておりました。横浜でも裁判員、補充裁判員の方に非常に熱心に評議に参加していただいていた充実した裁判員裁判ができていると認識しております。本日は、裁判員を経験した方々にお集まりいただきまして、御自身の経験された裁判員裁判について忌憚のないところを御発言いただいで意見交換をしたいと思っております。

まずは、私以外に参加する方々について自己紹介していただけたらと思っておりますが、

検察庁から九岡検察官においでいただいております。

(検察官)

検察官の九岡でございます。私は、横浜勤務は3回目になります。平成25年度は交通部というところで、交通事故やあるいは自動車を使った違反、そういった事件の捜査をして、裁判にかけの方の部署にりましたが、今年の4月からは公判部というところで裁判員裁判を含めた法廷での活動を担当させていただいております。

今回題材になる案件の中にも、私ともう一人の同僚の検察官が担当したものもございます。そのあたりについてもいろいろお話を伺えればと思っております。また、今までの検事の経験の中で裁判員裁判に携わって、例えば裁判員の方が記者会見に応じておられるところを聞かせていただいておりますけれども、皆さん本当によく突き詰めてあるいはいろんな人のことを考えて判断してくださってるんだなというのを常々思っているところです。今日もまた、そういったところの一端をかいま見ることができるのではないかと思っております。よろしく願いいたします。

(司会者)

弁護士会からは伊藤弁護士においでいただいております。

(弁護士)

弁護士の伊藤武洋と申します。平成18年に弁護士登録をしまして横浜で弁護士をしております。これまで、裁判員裁判を含む刑事事件を比較的多数やってきている方だと思ひまして、裁判員裁判はこれまで6件担当しております。弁護士の場合ですと、裁判員裁判をそれほど経験する機会がないのですが、6件というのは比較的多くやっている方だと自分では認識しております。今日はよろしく願いします。

(司会者)

それから、私と同じ裁判官ですが國井裁判官に来ていただいております。

(裁判官)

第2刑事部の裁判官の國井でございます。私もこの4月に横浜地裁に参りまして4件の裁判員裁判を担当しました。前任地は愛知県にあります名古屋地裁の岡崎支

部で同じく裁判員裁判を担当しておりました。裁判員裁判は5年目を迎えていますけれども、運営改善のための不断の努力が必要なところでございます。皆さんの貴重な意見を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

(司会者)

それでは、意見交換に入りたいと思いますが、この意見交換会では、検察庁、弁護士会、裁判所の人、それぞれが来ておりますので、担当された裁判員裁判で気の付いたところ、こうしたらいいんじゃないかと思うようなところは、忌憚なくおっしゃっていただければ、今来っていない検察官、弁護士、裁判所の職員についても、そうした意見は伝わるようになっておりますので、今後の実務の運営の改善に役立つところが大きいと思います。どうぞ、御遠慮なく思ったところをおっしゃっていただきたいと思います。

これからの意見交換の順番ですが、基本的には手続に沿って意見交換をしていきたいと思いますが、まず最初に、それぞれの裁判員経験者の方につきまして簡単に全般的な感想を一言ずつ述べていただきたいと思います。まず、どんな事件だったかということも私の方で概略を申し上げた上で感想をお話しいただきたいと思います。

まず、1番さんですが、1番さんの事件は、メキシコ人の被告人が国外の共犯者から指示を受けて、知人女性や友人を名宛て人として航空郵便を利用して覚せい剤を日本の空港に持ち込んで輸入するなどして、併せて覚せい剤を所持もしていたという事案です。被告人は自白していて5日間の日程でした。では、感想をお願いします。

(1番)

本当に裁判員として裁判に参加することになるとは思っていなかったんですが、実際に裁判に入る前に、裁判の進め方やどういうふうにしてたらいいというのを詳しく御説明いただいたので、そんなに大きく不安にならずに5日間参加することができたと思いました。実際に全てが初めてのことでしたので、一つ一つ注意深く聞

きながら自分で理解できないところは何度も質問しながら、自分の専門的な知識がないので、生活の中で自分が思っていることを率直に言っているのかなというふうにして参加させてもらいました。やっぱりすごく貴重な経験ですし、周りにそういう方がいないというのもあって、本当に一つ一つ貴重な経験で、参加できて結果としてはすごく良かったなと思います。

(司会者)

ありがとうございました。それでは、次に2番の方ですが、2番さんの事件は被告人が路上で見掛けた見ず知らずの女性5名に対して、約7か月間の間に強姦致傷が3件、強姦未遂が1件、強制わいせつ未遂が1件という犯行を繰り返したという事案です。被告人は自白をしていて審理日程は4日間だったということです。ではお願いします。

(2番)

私もこの裁判員裁判に参加して思った印象は、1番の方と重なるところがありますが、よく論点がまとまっていて、私たち素人が参加してどこをどのように見るかという着眼点をはっきりしてたので、参加していてもそれほど窮屈な思いはありませんでした。考えるところは多々あったんですけども、自分が見るべきところについてはよく御説明していただいて参加しました。また、裁判官の方と同じように発言力を持たせていただいて、参加した6名の方とよく協議した上で量刑などの話し合いができたことについては、とてもいい成果だなと参加して思いました。

(司会者)

ありがとうございました。では、次に3番さんですが、3番さんの事件は、被告人が通りがかりの被害者に対して共犯者と一緒に拉致監禁をして、その間に2回にわたって強姦をして、また、共犯者と一緒に金品を強取したという監禁、強姦、強盗強姦の事案です。被告人は自白していましたが、認定では強盗の犯意を生じた時期に関して、起訴とは異なるものとなったというようなことがあったようです。審理期間は4日間ということです。ではお願いします。

(3番)

初めてだったもので、正直、一番やりたくなかったような事案でありました。知りたくないような内容をずっと聞いてるような感じだったので、ちょっと精神的につらかった部分もあったんですけども、だんだん何回か重ねていくうちに、裁判官が説明したこういうふうにやってくださいというようなのがだんだん分かってきて、自分で消化できたので、後半の方は大分楽にできたんですけども、複数の人が考えることはやはり違うので、そういうのがある意味、怖く感じたような経験でしたね。やりたくなかったんですけども、でも世の中にそういう事件が多かったもので、そういう事件を見たり聞いたりしたときに、自分で向き合えるような感じがするような経験だったので、いい経験だったと思っております。

(司会者)

ありがとうございました。それでは、4番さん。4番さんの事件は、犯行時少年だった被告人が就寝中の被害者の頭部にクロスボウで矢を放って、更に、被害者をサバイバルナイフで何度も突き刺して殺害して死体を解体した上、一部をごみとして投棄したという殺人、死体損壊、死体遺棄、銃刀法剣類所持等取締法違反の事件です。被告人は自白をしていて審理日程は7日間だったということです。では、お願いします。

(4番)

まず、選ばれたときに不安と期待があって、やっぱり経験がなく、自分が人をちゃんと正しく裁けるのかというところがかなり不安に思っていたのですが、逆に、自分が一般の人として、どんな役に立てるんだろうという期待も少し持ちながら、選ばれた以上頑張る気持ちで臨みました。やり終えて、今、思ったことは、事件の内容がかなり重たい事件だったので、守秘義務というところも含めて、精神的にかなり疲れました。逆に、裁判官の方とかこういう事件に加わる方が毎回こんなことをやられているのは精神力がすごいなと思いました。

それから、今まで裁判とか裁判所というのは、自分にはあんまり関わりがなくて

興味のない場所だというふうに思っていたのですが、経験してみると少なからず近いものになっていって、新聞とかの事件欄を今までより少し詳しく読むようになったかなと思っています。いろいろやっていく中で、事件のこととか裁判のこととかを丁寧に教えていただいたので、余計に普通ではできない体験ということもあって興味を持つことができたのかなと思っています。

(司会者)

ありがとうございました。続きまして、5番さんですが、5番さんの事件は、犯行時少年だった被告人が、酒気帯び運転をして赤色信号を殊更に見向きもせず高速度で走行して、衝突した相手方の車の人を死亡させ、また自分の車の同乗者にもけがをさせたという道路交通法違反、危険運転致死傷の事件でした。被告人は自白をしていて審理日程は5日間だったということです。では、お願いします。

(5番)

ちょうど今頃に案内が来て、今まではテレビだったりニュースだったりの場面しか見てなかった制度に対して、自分がある意味エントリーされたということに関しては、皆さんと同じで不安を抱いているような状況でした。大分先に呼ばれるんだろうなと思っていたものが、年が明けるとすぐに出頭せよということもあって、そこから約1週間ぐらいの審理の中でやってきました。裁判員制度に参加することができたこと自体が、自分の経験になったと思っていますし、法廷の中で質問もさせていただいているいろんな雰囲気味わうこともできて、経験としては非常に良かったと思っています。しかし、終わった後に、やはり自分の意見なり結論が本当に良かったのかどうかという精神的なストレスは非常にあったなと思っていますし、どうしても守秘義務ということが頭の中にありますから、家に帰っても妻にも言えないところもあり、どうしても一人の中で抱えてしまうということ、特に今回の事件は、自分も自動車を運転する立場なので身近なところはあったと思いますけれども、これが、一たび違う事件になったときに、本当に守秘できるだけの精神力があるかなと思うと、非常に重い制度だなと率直に思っています。ただ、やはり誰もがができる

わけではないので、そういった意味では、いい経験をさせていただいたなと思っております。

(司会者)

ありがとうございました。では、6番さんですが、6番さんの事件は、被告人が包丁で被害者に切り付けるなどしたが、けがを負わせるにとどまり、また、その際、包丁を携帯したという殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反の事案です。弁護士から、被告人には殺意がなかった、あるいは当時、心神耗弱の状態にあったとして刑事責任能力の程度が争われていた事件です。日程は7日間だったということです。では、お願いします。

(6番)

去年の今頃御連絡いただいたときは、まずびっくりしまして、それから年が明けてもう一回御連絡いただいて、6月になって抽選と。私は抽選というのは当たったことがないので行くだけだと思っていました。最初に御連絡をいただいたときには年齢からもう十分お断りできる年齢だったんです。しかし、ここからはちょっとオーバーな言い方になりますけれども、せっかくこういうふうなお呼び出しをいただいて、国のためにお役に立てるんだなということ、また今のところ、精神的にも正常だと私は思っていましたものですから、それじゃあ、協力させていただこうということで、参加させていただきました。そのときの6人の裁判員の方、また補充裁判員3人の方と皆さんある程度専門的なお話もできて、ああ、これは私はちょっと場違いだったなというふうに思いましたけれども、そういう意味で大変勉強にもなりましたし、ふだん使わない脳みそを初めて使わせていただいたという感じがしました。そういう意味でいい経験をさせていただきました。

今、7日間というお話がありましたけれども、ちょうど真ん中に土曜、日曜を挟みまして、最初の3日間はもうとにかくベルトコンベアーに乗っているように来ましたが、後半の2日間、土曜、日曜にすごくいろいろ考えさせられました。要するに、ああでもないこうでもないとそれなりに自問自答しましたものですから、月曜

日に行くときがちょっとおっくうでした。でも、もうここへお邪魔してからはそういう意味でスムーズにあって、幸いなことに6人の裁判員の方、裁判官の意見が一致して、判決ができたんじゃないかなというふうに思っております。ありがとうございました。

(司会者)

ありがとうございました。皆さん裁判員に参加されているいろいろストレスを感じられた方も、それから休みの日も気が休まらなかった方もいらしたようですけども、本当にお疲れさまでした。

それでは、手続に沿って意見交換をしてみたいと思います。まず、裁判が始まる前に公判前整理手続というのがあるんですが、ここは皆さん関わっておられませんので分からない部分だと思いますので、実際の裁判が法廷で開かれた後のところについて順番にお話を伺っていきたくと思います。

最初にありますのが冒頭手続というところで、ここで検察官、弁護人から冒頭陳述というものがなされたと思います。皆さんお手元に御自分が参加された際の冒頭陳述の紙をお持ちだと思いますので、それを見ながら思い出していただければと思います。冒頭陳述というのは、その後に証拠調べを行うに当たって、何が問題でどこに注目して証拠調べを聞いてもらえばいいかということが、あらかじめ分かるように双方の立場から争点を明らかにするというものですが、そういった趣旨からして、皆さんが経験された冒頭陳述は適切なものだったのか、あるいはまだまだ工夫が足りないというものだったのか、そのあたりについて御意見を伺えたらと思います。

順番でよろしいでしょうかね。2番の方、いかがでしょうか。

(2番)

冒頭陳述に関して、検察側の方とその後、弁護側の方から説明を受けた中では、やっぱり検察側の方は、当時の犯行状況などモニターを使った事件内容が画面を通して、あと資料もすごく時系列でまとまっていたので、よくその状況が理解できました。それに比べて弁護人の方のは少し淡泊というか、検察側の方からの説明に

比べて少し物足りないというか、あくまでも紙面でそのままというような印象を受けました。

(司会者)

2番さんの事件は、事実が5つあって、多分検察側としては説明する内容がたくさんあった事件だと思うんですが、これは、5つもあると何かこんがらがってしまうこともあるかなとは思いますが、そこは大丈夫だったですか。

(2番)

そうですね。そこも、そういうのを予想されてなのか非常に一つ一つ丁寧に、例えば強姦致傷と未遂はもちろん分かるんですけども、わいせつ未遂とかそういったところもきちっと説明していただきました。あと、間にこまめに休憩を取って少し一息おく、頭を整理するような時間もありましたので。

(司会者)

今の休憩というのは、冒頭陳述をやってる中で、ちょっと間を置くようなというように意味ですか。

(2番)

休憩が適度に入りました。

(司会者)

証拠調べの途中の休憩ではなくて、最初に冒頭陳述をやった、多分これ1枚通しでプレゼンテーションをされたと思うんですけども。

(2番)

あ、そうですね。ちょっと記憶があれですけども、そう言われればそうでしたね。この冒頭陳述はずっと通しでやりましたね。でもその中でも特に分かりやすく書いてありましたので、混同することは私は特にありませんでした。

(司会者)

分かりやすくできてたということですね。

(2番)

はい。

(司会者)

次に、3番さんに伺いたいと思います。

(3番)

冒頭陳述については、やはり最初だったので、何が何だかよく分からなかったというのが正直な感想だったんですけども、弁護側も認めていたので、事件よりも生活環境とかそういうところを訴える部分でとてもすばらしいプレゼンテーションをやっていただいたもので、逆にすばらし過ぎて何か引いてしまったという部分も実際ありまして、その後でみんなも、「ちょっとすばらし過ぎるよね。」みたいな話を。逆に検察側の方がなかなかうまく伝わってこない冒頭陳述だったなという印象でした。最近のパソコンの影響で、そういうのにたけている人たちがすばらしい冒頭陳述で、忙しい方はちょっと何かよく伝わらなかったなというような感じの冒頭陳述だったと思いました。

(司会者)

「すばらし過ぎるプレゼンテーション」というのがちょっと興味深いんですが、もう少しどの辺がすばらしかったか教えていただけますか。

(3番)

項目をちゃんと立ててうまく話してる感じで、伝わってくるんですけども、それが何か表現が悪いんですけども白々しい感じで、完璧過ぎて引いてしまったという部分はありました。

(司会者)

ありがとうございました。それでは、4番さんに伺いたいと思います。

(4番)

冒頭陳述については、やっぱり一番最初だったので、資料に書かれてない内容を話されると理解がしにくかったなというふうには感じています。慣れてくるとしゃべってもらったら分かるんですけども、本当に一番最初にいきなり法廷に入った

段階で始まったことだったので全部理解できなくて、後からこの資料を見たときに、言っていた内容が思い出せなかったので、せっかく作っていただいた資料が分かりにくいところもあったかなと思っています。

特に、検察側の方は最後にちゃんとこういうところを見てくださいというのが、最後の量刑のところまで同じ項目でつながって来てたんですけども、弁護人の方は、書いていない内容もいっぱい話していただいたというのがあるんですが、ここに書いていただいた見ていただきたいことの内容が、最後の最後のプレゼン、最後のこのページを見るときに、この項目でこれがこうなったあんなったという説明がなかったんで、ここで言われたことと最後の結論があんまり結び付かなかったんで、分かりにくい資料でした。何をここで我々が見ているのかというところが分かりにくかったかなと感じました。

(司会者)

最後の結論が結び付かなかったというのは、最終弁論で、冒頭陳述で提起された問題について対応するものがなかったという趣旨ですか。

(4番)

そうですね。全部ではないんですけども、こういうところを見てほしいというところに対してこうですという結論がないと、話が分かりにくかったかなと思います。

(司会者)

資料とおっしゃったのは、冒頭陳述メモの紙のことですか。

(4番)

はい、そうです。

(司会者)

そうすると、紙に書いてあることをこうやっていろいろ説明された部分が、分かりにくいところがあったということですか。

(4番)

そうですね。言いたいことは、ここにまとめて書いていただいていると思うんですけども、ここにある説明以上にもう少し詳しく言っていただければですけども、書いてないと後で何が言いたかったのかが分からなくなってしまって、結局、ここに書いてある文章だけしか最後残らないので、最後これを見たときに、あれ、ここに対しての答えって何だったんだろうな、というのが分かりづらかった。

(司会者)

付け加えて説明したような部分が後に残らないので、思い出そうとしてもなかなか難しい。

(4番)

そうですね。それが多分、本当に初めて法廷に入った最初のところだったので、余計分かりにくかったのかなというふうに思っています。

(司会者)

出てくる言葉が専門的だったりして、いきなり聞いても分からないような部分はありましたか。

(4番)

そこはかなり気を使っていたというか、そんなになかったとは思ってまずし、専門的なところにもある程度、説明を書いていたので、そこは特に感じることはなかったです。

(司会者)

そうですね。ありがとうございます。では、次に5番の方に伺いたいと思います。

(5番)

検察官の方もそうですし弁護人の方の冒頭陳述もそうですけれども、法廷に行く前に事前に裁判官の方が、こういう聞き方をすると理解しやすいですよみたいなアドバイスをいただいていたこともあったので、比較的、ポイントはここなんだなというところが自分の頭の中で整理できていました。やはり自動車の関係なので比較的理解しやすい事案であったということもあるので、特に検察側の冒頭陳述について

は、時系列でずっと流れていくような説明とそれに付随する写真なんかも交えていただいて、視覚で訴えるところが非常にあったかなと思っているので、そういう意味では見やすかったかなと思います。

逆に、弁護人の方はパワーポイントを使った資料なので、多分つくっておられる方は、自分がこういうことを説明したくてここにポイントを置いてるんだということをおっしゃるんですけども、字だけだとなかなか理解もしづらいところもあるので、もう少し工夫をされた方が、同じように目で訴えられる方が、我々素人にとっては理解しやすいのかなと思いました。余りにもパワーポイントが長過ぎて枚数が多過ぎたので、一つ一つの説明が非常に短くてどんどん流れていくみたいなのところもあったと感じました。

(司会者)

ありがとうございます。5番さんの経験されたパワーポイントは字ばかりだったんですかね。

(5番)

はい。

(司会者)

そうすると、字だけ書いてあるものがどんどん画面が変わっていくと。

(5番)

ところどころで写真がぽこっぽこっと入るんですけども、あまり意味のない写真が入っていたりして、そこはどうなのかなと。後で我々もその写真を出す意味があったのかなみたいな感想を持っていたので。そういう工夫があってもいいのかなというふうには思いました。

(司会者)

ありがとうございます。それでは、6番の方に伺いたいと思います。

(6番)

この頂いた文書で、私とすればよく理解できました。ただ、戸惑ったのは、これ

が最初のスタートのときだったものですから、午前中に選任されて、午後一番ということで、ちょっとその辺の戸惑いがありました。後からお話に出てくるかと思いますが、白紙の紙がたくさんあって、これは何に使うんだろうなと思ったんですが、まずスタートだったものですから、最初は聞いていけばいいなと思っていましたら、ほかの方はどんどん書いてらっしゃるんですね。「あ、待てよ、これは書かなくちゃいかんだ。」と思い、私も、大分昔の学校時代に先生の言ったことをずら一つと書いたように。本当に、自分で書いたことが読めないくらい皆さん随分書いてらっしゃるんです。久しぶりにそういう速記みたいなことを経験させていただきました。そういう意味で、最初の意見としては、こういうふうなことなんだよという、先にそういうお話があってからスタートするといいと思います。午前が終わって食事で、午後からいきなりこういうふうになっちゃったものですから、そういう意味で戸惑ったところがあります。ですが、私のこの事件としては、やはり飲酒、アルコールというのがこんなに恐ろしいものだというふうに思ったということと、これに書いてあることはよく理解できました。

(司会者)

6番さんの事件は、午前中に選任手続をやって午後すぐに審理に入ったという形なんですね。

(6番)

そうなんです。はい。

(司会者)

そうすると、ちょっと気持ちの準備がやりにくかったということですか。

(6番)

はい。のんびりしたことを言って申しわけないんですが、午前中終わって午後からすぐ裁判が始まるよというのも、ちょっとそれは。もちろん説明いただいたんですが、午後からいきなり裁判が始まったものですから、そういう意味では、そういうふうを書いてというようなことも、申しわけないんですが私なんかそこま

ではちょっと考えていませんでした。2日目からは全部追いついて一生懸命書いて判読できない字もありましたけれども、何とか書かせていただきました。

(司会者)

特に6番さんの事件は、心神耗弱という問題があって、多分刑事責任能力というのはかなり専門的な話になるかと思うんですけども、まず、冒頭陳述で責任能力とはどういうものかということが表れていたと思うんですが、これはどうですか。そのまますつと理解できましたか。

(6番)

先ほども申しあげましたように、テレビとか映画とかでよくそういう場面は出ていますんで、ああ、こういうのが心神耗弱に当たるのか。それとも例えば単純酩酊なのか複雑酩酊なのかという、その判定はきっとこれから後でされるんだろうなと、それに対して心神耗弱ということが情状酌量になって何というか刑の重い軽いがある程度反映されるんだろうなということまでは分かりました。

(司会者)

じゃあ、一応、どういう主張がなされてて何が問題かということは冒頭陳述をお聞きになって把握はできたと。

(6番)

それは、分かりました。

(司会者)

ありがとうございます。では、1番さんに伺いたいと思います。

(1番)

被告人が外国人だったということもあって、冒頭陳述から通訳の方が全部通訳をされながら聞いたんですけども、検察官の冒頭陳述の用紙というのはすごく分かりやすく、実際にこういうことを争点にしていますよとか、こういう犯行を犯しましたよというようなのがすごく分かりやすく、そして被告人と登場人物、ほかに出てくる登場人物との関係というのが図解で表されていたのが分かりやすかったです。

確かに、裁判員裁判に来て、初日の冒頭に説明を受けてすぐ裁判に入っても、この辺は図解があって理解するのにすごく助けになって分かりやすかったです。

弁護側の方は、実際に立場が違うからなんでしょうけれども、実際にその犯行がこうこうこうなりましたというよりは、情状的な、こういうことがあってこういうことがあってというのをば一つと言われて、最初、その事件がどういうものだというのをあんまり理解していない段階で、こういう人がこのためにこういう内容だったからこういうことをしちゃったんですよというのを、最初にば一つと言われてもちょっと頭に入らなかったんで、一度、冒頭陳述が終わった後、控え室の方に戻って、分からなかった部分を裁判官の方に聞いて、少しずつ書いてある内容というものをかみ砕いて説明していただいてから理解していったという形でした。

(司会者)

1番さんの事件も弁護人の冒頭陳述はパワーポイントだったんですね。

(1番)

そうです。すごく登場人物が登場する割には、字だけなので、その人は一体被告人の何に当たる人なのかというのが分からず、情状的な部分を訴えられているのが、ちょっと理解できませんでした。

(司会者)

要するに、事件全体が把握できた上でないとどういう関係があるとか分からない情報が、冒頭陳述に大分書かれていたということなんですね。

(1番)

はい、そう思います。

(司会者)

一通り冒頭陳述について意見を伺いましたので、検察官、弁護士さんの方から何かお聞きになりたいことがあったら伺いたいと思いますが、検察官、いかがですか。

(検察官)

今、最後にお話しいただいた1番さんから図解などで分かりやすかったというお

話もありますし、それまでも時系列と写真があって分かりやすかったという5番さんのお話もいただきまして。我々は、映画の予告編と申しますか、そのどこをしっかりと見ようとか見どころと申しますか、全体像の中でそういうところも理解していただくということを常に心掛けてつくっているわけですが、その中でやはりその文字だけだと分かりにくい、そういった図があると分かりやすいというふうなことを伺って、他方で冒頭陳述というのは、使えるものにいろいろ条件もありまして、これから実際見ていただく証拠をそのまま持ってくるというわけにはいかないと申したところもあって、そのあたりの兼ね合いも難しいんですけれども、やはり実際の証拠とは違って模式図みたいなものでも、やっぱり大分役に立ったというふうに伺ってよろしいんですかね。例えば5番の方で写真があったということですが、写真でしたか何か図面でしたか。

(5番)

我々の取り扱った案件だと、図面もありましたし写真も幾つか出ていたので、はっきり言って車同士がぶつかる事故なんで、大体そのポイントがどこでということなんかも図解をしていただけたので、そういう意味では、文字だけで聞くだけよりは、いわゆる目で訴えられるというか目で確認できる方がいいかなというふうには個人的には思います。

(司会者)

5番さんの冒頭陳述自体は、写真とか図は含まれていないのではないかなと思うんですが。

(5番)

その後になるんですかね。

(司会者)

証拠調べの中で、でしょうかね。

(5番)

かもしれません。すみません。はい。ただ、その道路の図面とかは出てたと思

うんですね。

(司会者)

なるほど。

(検察官)

ありがとうございました。

(司会者)

伊藤弁護士，いかがですか。

(弁護士)

いろいろ御意見いただいたんですが、私自身は全く実物を拝見できてないので何ともコメントのしようがないんですが、大体、検察官の冒頭陳述というのは、もうこういうスタイルというふうに決められた形で統一されているんですね。それに対して弁護人の冒頭陳述に関してはいろいろ御批判をいただくところで、てんでばらばらなんですね。パワーポイントでやってらっしゃる方もいれば、1枚紙のワードでつくったただの文章をメモ紙として配っている方もいれば、本当に千差万別です。弁護士会の方でもなるべくこういうスタイルで冒頭陳述をやった方が望ましいのではないのかという水準がある程度ありますので、それを研修なり何なりでもう少し広く認知していこうというふうに努力はしているところです。

ただ、本当に弁護人の冒頭陳述というのは難しいところがありまして、事件全般については検察官に説明していただくんですよね。これを繰り返しても意味がないし、一番シンプルなのは言いたいことを冒頭陳述で、これから審理の中で着目していただきたいことを頭出しして、審理に入って最後の弁論でその結論を改めて明示をするというのが望ましいとは思いますが、なかなかこれを具体的にやっていくのが難しいところがあるんだと思います。

(司会者)

裁判官からありますか。

(裁判官)

たしか3番の方が、弁護人の冒頭陳述がうま過ぎるということをおっしゃってたんですけれども、それは例えばどの辺がうま過ぎると感じたのか。「うまい」という部分と「過ぎる」という部分が両方あったかと思うんですが、ちょっと具体的に教えていただくと今後のいろいろ参考になるんじゃないかと思うんですが。

(3番)

今回の裁判だと、弁護側は事実はまだ認めているので、その被告人がどういう家庭環境であるとか、今までその事件に対して何をしたかというのを、裁判官に心情的に訴え掛ける方向で、うまく伝わるように短い文章にしてあったので、だから分かりやすいんです。伝えたいというのがよく分かるので。だから弁護側は別に事件に関してはそんなに追及はしていない。何かちょっと事件とは関係ない被告人が気にしてる部分は、「それは否定します。」というような言い方で述べられたんで。

だから、正直、弁護側は、事件については全然説明する気がないような感じだったから分かりやすかった。で、検察側は事件を説明しなきゃいけない。ちょっと時間的に重要な部分を多く含んでいたんで、それを説明するんですけれども、短すぎて分かりませんでした。あと、今、思ったんですけれども、事件と関係ない部分が重要なんだみたいなことを最初に言っちゃったんですよ。

(司会者)

検察官がですか。

(3番)

ええ、検察官が。後で、審理をやるときに、何か全然関係ないよというような話のやりとりをしてたんで、それがちょっと引っかかっちゃった部分もあって、自分の中で、それを見つけなきゃいけないとすごい気持ちが入っちゃったので疲れてしまったというのがあるんですけれども。後で考えれば、それってあんまり関係ないんじゃないのかなという冒頭陳述でしたね。だからそれで、検察側と弁護側の入り方が、やっぱり弁護側の方がよく分かりました。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、次に証拠調べの話に入りたいと思います。冒頭陳述の後に証拠書類や証拠物を取り調べ、また証人尋問をしたり被告人質問をするといった手続があったと思います。これらについて、分かりやすかったかどうかとか、頭に入りにくいとか記憶にとどめにくいとか、あるいは何のための証拠なのか分からないとか、そういったことももしかしたらあったのかなというふうに思いますので、そういったところがあるかどうかなどについて、お話を伺えたらと思います。

じゃあ、順番で、また3番さんということでお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

(3番)

私の審理ですと、強姦には関わってないんですけども強盗には関わっている一緒にいた方の証人尋問がありまして、検察側の実況見分とかそういうのを説明した後、証人の方の同じような説明もあって、何か同じことをずっと繰り返していた感じがありまして、似てるんですけどもちょっと違うという感じの話の話をずっと聞いていて、それを自分の中で一つにしなきゃいけないような感じをどうしても持ってしまったので、それがすごく疲れてしまいました。

(司会者)

検察官が聞いている質問に対する答えと弁護人が聞いている質問に対する答えが、同じような話が繰り返されるということですか。

(3番)

いや、そうじゃなくて、被告人の尋問と証人尋問の尋問と同じことを2回やっている感じです。

(司会者)

証人尋問と被告人質問で同じ場面の話というか、それを繰り返す。

(3番)

そうですね。証人についても「被告人はどうしてましたか。」と同じことを2回

聞いてるんですけども、でもちょっと違う。その証人の考え方、被告人の考え方も何かちょっと違ってるとし、それを全部受け止めて全部消化しなきゃいけないような気がしてしまったんです、最初は分からなかったの。事件を全部理解しなきゃいけないと思って。それがすごい負担になっちゃって、同じことを、要は、強姦について3回ぐらい同じことを聞いていて、もう要らないのになという感じでした。

すごく嫌だったのが、弁護人は、特定のワードだけは、検察官に、「それは言っていないですよ。」みたいなことは言うんですけども、でも、全般的な事件に関してはほとんど認めているので、だから何でそんなものをずっと聞いてなきゃいけないのかなという気持ちはちょっとありました。

(司会者)

特定の言葉の部分の尋問が長かったんですか。

(3番)

そういうわけじゃないんですけども、それだけは、被告人が「言っていない。」と言うんで、だから、弁護側も「それは言ってません。」と。「論点の部分なんでそれはちょっと控えてください。」みたいなことを言ってたんで、でも、事件としてはもう全部認めているから、何でこんなに聞いてなきゃいけないのかなという違和感がすごくありました。

(司会者)

ありがとうございます。次に、4番さんに伺いたいと思います。証拠調べはいかがでしたか。

(4番)

まず、証拠品とか現場の写真とかそういうのは、あんまり見たくないところはうまく隠していただいたりだとか絵に描いていただいたりだとか、そういうふうに工夫していただいて、嫌な感じになるとかいうことは避けていただいたかなというのには良かったと思っています。

あと、実際、評議室で、証拠の品を手にとって見せていただいたので、それも実

際犯行がどう行われたとかを体験というわけじゃないですけども、知る上ではかなり役に立ったかなというふうに思って、良かったかなと思っています。

先ほど2番の方も言われてましたけれども、いいタイミングで休憩が入るので、そこまでに聞いた内容をちょっと消化する時間があってやりやすかったかなというのも良かったと思っています。あとは、先ほどの話にもかぶるんですけども、どうも今回の事件自体がその性格だったり環境とかそういうところが焦点になっていて、当然、検察官の方も弁護人の方もそこについて質問をされていて、先ほど3番の方も言われたけれども、同じようなことがずっと繰り返されて、話されてきました。できる限り、最初の冒頭陳述のメモに書いてあるポイントを聞こうと思ってるんですけども、尋問の方は時系列みたいな感じになっていくので、どうもなかなかどこのことを言っているのかというのが、どこのポイントを訴えたいのかというのが、ちょっと分かりづらいところがあったかなというふうに思ってます。

あとは精神鑑定もあって、そこについては、できる限り専門用語を使わないようにプレゼンテーションをやっていたみたいなんですけれども、それでもやっぱり説明が長くて最初に結論を言ってほしかった。その精神的なところが事件にどう関わるのかを言った後に説明してくれるならよかったんですけども、最初の説明がなかったのも、そっちばかり気になってしまってなかなか分かりづらかったかなと思っています。

(司会者)

4番さんの精神科医の証人尋問については、これは2名あったんですね。

(4番)

はい。

(司会者)

お二人から専門的なことを聞くというのは、かなり難しくならなかったですか。

(4番)

最初の先生が言われたことと後の先生が言われたことが全く違うことではない

ので、そんなに大変ではなかったんですけども、ただ最終結論が違ったので、そこに対しての理解をするのはやっぱり難しかったですかね。

(司会者)

ありがとうございます。じゃあ、5番の方に伺いたいと思います。

(5番)

先ほどちょっと場面が違ったのかもしれませんが、やはり一つは、証拠は写真ではっきりと見せていただけたので、そういった意味では分かりやすかったのと、証人については4人の方が出てこられましたけれども、どちらかというと身内に関わる方々が非常に多かったので、犯罪に至ったその家庭環境なり学生生活なりというところの部分が中心になっていたので、我々も非常に理解しやすい。裁判員の方々もそれぞれ御質問もされていたので、そういった内容も含めて、非常に身近な内容が多かったかなというふうに思いますので、そういったことでは、審理上、特に難しい話が出てきたりということにはなかったかなと思っています。意見陳述された方の話もしちゃっていいんですかね。

(司会者)

どうぞ。

(5番)

被害者の関係の方が3名来られて、意見陳述ということでお話しされたときに、やはりどうしても裁判員の方も女性の方もおられて非常に暗くなってしまいうるか、当然のことなんですけれども、被害を受けた方ですから、それなりの思いをかなりのトーンでお話されていたことに関しては、法廷の中の生々しさというか、そういうところを非常に感じた場面でもあったかなというふうに思います。休憩を取りながらということだったんですけども、その中でもやはり控え室に戻った後でも全員が何となく口が重くなってしまいうるか、そういうところの場面があって、そういうところは短時間ではありましたが、非常に厳しいという印象を受けたなと思っています。

(司会者)

ありがとうございました。それでは、6番さんに伺いたいと思います。

(6番)

私が担当させていただいたのはどちらかというと単純で、証拠品も凶器が一つだけで、現物も見せていただきましたし、画面でも見せていただきましたし、被害者の方の傷口なんかも見せていただいて、これも気を遣ってくださってなのか、まずモノクロ写真で、その後カラーで。不思議なもので、そんなに恐怖心もなく見せていただきました。

それから、私なんかの場合は、位置関係とかそういうことが重要だったものですから、その現場の平面図、略図、現場の写真を東からとか西からとかと見せていただいて、それは理解できました。

ただ、証人で出られた被害者の方が一人は無傷で一人の方がけがを負われた人なんですけれども、その方だけで、当時現場には身内の人ですとか第三者の人なんかもいたんですけれども、そういう方は一切、拒否されたのか、出てこられないわけですね。そうすると、やっぱり被害者の位置と加害者の位置とが、はっきり言って理解できませんでした。

私は、被害者の方はつらいだろうけれども何かやりとりがあったからそういうふうになったんだろうと思うんですけれども、一方的に、加害者は一人で被害者は二人で、逃げたというような感じなものですから、そうすると、どうしても被害者に何かちょっと不利になるので、もう少し第三者的な人を喚問しても呼べないのかと思いました。

従って、午後からの審議の時にはそういうことがすごく、二日ぐらいはそういうことの位置関係のやりとりが随分詳しくされました。そういう意味で、裁判というのはこういうものだなというふうに思いました。

それから、先ほども出てまいりましたけれども心神耗弱ということで、これは今回の場合はやはりアルコール中毒かそれともアルコール中毒までいっていないかと

ということで、半日、精神病の先生がもうびっくりするほど詳しく説明されていました。例えばロールシャッハなんていう言葉を詳しく説明されていましたし、私なんかも半分はちょっと理解できなかったですけども、今回の事件はやはりアルコールの上で起こったことではないんだという結論になって、単純酩酊ということになったみたいなんですけれども。

あとは、加害者と被害者の位置ということが、最後まで論点として残ったというように感じを受けました。

(司会者)

その位置関係については、加害者側と被害者側以外の人が誰か見ていたはずの人がいたということなんです。

(6番)

それはその中にも出てきているんです。加害者というか被告人のお姉さんとかおいごさんとかというのも当然そこにいたはずなんですけれども、そういう方が一切出てこないんです。

(司会者)

そういった方は証人としては来なかったわけですが、そういった方の供述調書の取調べというのはあったかどうか御記憶ですか。

(6番)

それが、私の記憶ではあまりありません。というのは、身内でも義理のお姉さんからすると弟さんというのはどちらかというところ厄介な存在だったらしいんです。ですから、弁護する意思もなかったみたいなんです。最終的にはその方のお兄さんから、刑期が終わったら引き取って生業に戻すからというような方はありましたけれども、事件に対してのいろんなお話は、私の記憶ではちょっとなかったと思います。

(司会者)

そうすると、6番さんとしては、そういった方のお話もちょっと法廷で聞いたか

ったなというのが率直なところですか。

(6番)

それがやっぱり刑期にも影響してきたんじゃないかなというような気はしました。

(司会者)

ありがとうございました。では、1番さん。

(1番)

被告人が外国人だったということで、必ず通訳が入るんですけども、最初に証人の尋問があったときは、すべて通訳を介すんですけども、証人の尋問のところでは、私自身はその言っている場面と状況がすぐにのみ込めなかったの、結局これも控え室に戻ってから裁判官の方に補足説明をしていただいて少しずつ理解していきました。

次の日に被告人質問があったんですけども、被告人質問は時間としては結構取られたんですけども、必ず通訳が入るというのと、あと、被告人の方がすごく多弁でいらっしゃるとい、一つ聞いて、端的にお答えになればいいんですけども、ものすごくたくさんお話されるので、もっとこっちも聞きたい、これも聞きたい、こここのところもちょっと確認しておきたかったなみたいな部分が時間切れで聞けなかったかなという部分がありました。そんなに重要なところを聞けなかったというわけではないんですけども、何となく、こっちもどうだったのかなというのをちょっと聞きたかったなという部分が、時間が足りないで終わってしまった印象はあります。

(司会者)

ありがとうございました。証人の場面で状況がすぐにのみ込めないというのは、具体的にはどういったことでしょうか。

(1番)

具体的には、証人尋問のどちらの方だか忘れちゃったんですけども、家宅捜索に入ったときに、どんなところからどんなふうに見つかって、それが最初だったの

か後だったのかというのが、ぱっとその場で私はよく分からなかったんですね。それで、戻ってから、ああ、最初それが見つかったからこういうふうな話になって疑ったんだ、そこが見つかっていなかったら疑わなかったんだみたいなどの関係がちょっとその場ですぐのみ込めなかったんです。

(司会者)

ありがとうございます。では、2番さんに伺います。

(2番)

私も参加したこの事件につきましては、強姦致傷、強姦未遂ですとか、どちらかといえば、どの事件もそうかもしれませんが、被告人の気持ちになれないというか、やっぱりどちらかといえば被害者の心情に反応するところが多くて、事実関係にも争いがなかったことから、要は量刑の判断というところで、やっぱり冒頭陳述に沿って検察の方も写真とかを使って情状に訴えるような証拠調べになっていました。

その中で罪名についてみんなで話したりもしたんですけれども、どうしてこの事件内容で強姦致傷なのかなど。守秘義務もあるかもしれませんが言いますと、大抵、女性の方が襲われて、脅迫されたと。殺すぞと言われて、実際には殺されると思ったという被害者の方もいらっしゃったので、殺意についても少し疑うところもあったんですが、こういったところについては特にさわられることもなかったもので、どうしてそもそもその罪名になるのかというところが検察の方にも聞けたらなどは少し思いました。

(司会者)

証拠上、殺すぞとかいう言葉も出てきて、殺意もあるんじゃないかという印象を受けたんですか。

(2番)

そうですね。実際に被害女性の方も窒息しそうな、気が遠くなるようなこともあったという話もありましたので。でも、その殺意部分というところは検察官からは特になかったと思います。

もう一つは、検察の方で情状に訴えられるプレゼンテーション、流れが決まって、それに沿っては説明をよくされたんですけども、そのバックボーンになるような、先ほどもお話があったと思うんですけども、被告人の生い立ちですとかそういったのも、お父さんが弁護側の証人として出られたんですけども、それも要は情状に訴えるような質問、決められたやりとりだったのか、深く突っ込んだ、裁判員で私たちがいた中で少し聞きたいなというところが聞ける時間が少し少なかったような気もしました。

(司会者)

2番さんの事件の場合は被害者の方が5名いらして、意見陳述に来られた方はいるわけですね。

一番最後に、処罰についての意見とか心情についての意見を述べる場面があったかと思うんですが。

(2番)

そうですね。被害女性の方が二人来られて。

(司会者)

証人としては来なかったわけですか。

(2番)

証人としてはなしで。

(司会者)

そうすると、被害状況については被害者が捜査段階で取った供述調書を取り調べたということですね。

(2番)

そうだったと思います。

(司会者)

それについては何か感想はありますか。実際の被害者が来てしゃべるのではなくて、供述調書だったということですけども。

(2番)

でも、そういうものなのかなと、そのときは思いましたので。

(司会者)

特にそれで何か判断するのに困ったこともなかったわけですか。

(2番)

そうですね。それについては。そういうものなのかなと思って聞いていました。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、証拠調べに関して検察官、弁護士さんから何か御質問等ありましたら伺いたいと思います。あるいはコメントでも結構ですが。検察官、いかがですか。

(検察官)

ただいまの2番さんと先ほど6番さんからそれぞれ、証人で要はいずれもこういう人は例えば被害者であったり身内の方であったりというのがいるけれども、実際は法廷には来なかったというところで、例えば6番さんは、話してくれればもっと分かったのにということでしたし、一方、2番さんも、例えば殺すぞと言われて実際乱暴されて死ぬかと思ったという言葉が印象に残っておられるわけですよ。しかも、それが罪名の関係ですごく、あるいは殺意のあるなしの関係で、2番さんの中ではとてもひっかかる。要は被害者の供述調書の内容が、ある意味、死ぬかと思ったというところが強く残って。それは、もし来られていたら、死ぬかと思ったというところを例えばもっと掘り下げて聞いてみたいというところはあったんですか。

(2番)

そうですね、機会があつたら。被告人質問の中で質問がありますかというふうに言われたものですから、被告人には私はその点について質問させていただきました。

(検察官)

公判前整理の中で殺意があるないというか、そもそも裁判にかける段階で殺意あるなしのところがあつて、そこが、検察側からあえて殺意があつたというようなこ

とを掘り下げていくことをちょっとにくいところもあるんですけども、ただ、そこに関心が起きる、あるいは6番さんの事件で距離の関係でも、いてくれればより分かるのになというの、やっぱり我々が、例えば何らかの事情があって来られないにしても、その方がどういうふうに、例えば距離に関してこんなふうでしたよと写真に撮ってしっかり用意して出てきていけばそんなに迷った思いをしていただかなくてもよかったのかなと思って、他の検察官の事件ながらも反省させられるところではありますし、今後の参考にさせていただきたいと思います。

(司会者)

伊藤弁護士、いかがですか。

(弁護士)

4番の方にお伺いしたいんですが、先ほど、見たくない写真が絵になっていたというお話があったと思います。これを判断する上で、やはり絵ではなくて実物の写真を見たいというようなお気持ちにはならなかったですか。

(4番)

ならなかったんですけども。その物自体が、ばらばらにされた後のある部分だったので、どういうふうにされたかとかいうところを、その物自体がその前にごろっとあったわけではなくて、ちょっと袋から出ているような状態だということではちゃんとまず隠して見せていただいた後に、こういう状態でしたという状態が絵で見られれば、その物自体を見なくても、残忍さとかも分かったので、特に問題はなかったです。

(弁護士)

では、逆に絵がなかったとしたらどうでしょうか。

(4番)

その物自体もなくて絵もなかったら、それは、どんな状態かというのは気にはなりません。ただ、どんなふうにはばらばらになっていたかということは余り見なくても別にそこはいいと。殺されてばらばらにされたという事実が分かれば問題ないと思

っています。

(弁護士)

じゃあ、今回御経験された件では、判断する上でこの部分をもっと見たかっただとかということはなかった。

(4番)

ないです。

(弁護士)

ありがとうございます。

(司会者)

裁判官からありますか。

(裁判官)

まず、3番の方に。証人と被告人とで同じことを何回も聞いたという場面のお話があったんですが、それは、証人尋問である程度の事件の状況は理解しているから被告人質問では同じことを聞かなくてもいいんじゃないかなという御意見と理解してよろしいですか。

(3番)

そうですね。要は、ここで何を調べたいのかというのがちょっとまだ分からない状態で、同じことを聞いているじゃないですか。でも、それは争点じゃないじゃないですか。事実、もう認めちゃっているし、これはこうやってどこでと言われても、そんな聞かなくてもいいのになという気持ちはすごくありました。

(裁判官)

その聞いている時間は長かったんですか。

(3番)

長いですね。4日間のうちの実質2日しかやっていないですけども、でも、半分はそれに当たっていましたから。もう聞かなくてもいいのになという気持ちはすごくありました。

(裁判官)

その証人尋問なり被告人質問なり、ポイントじゃないんだから、もうその辺は簡単でいいんじゃないかということですか。

(3番)

そうですね。冒頭陳述で重要な部分はこれだと言われても、最終的にはその部分には全然触れていなかったの。注目しなきゃいけないものをどこで言ったのかなというのをこっちは聞いているんですけども、でも、全部聞いていても、そんなこと関係ないじゃんという気持ちがすごく強くなっちゃって。それを何回も何回も聞いていて、言っていることもちょっと違って来るから、じゃあどっちが正しいのかというのは、別に、結果的には必要ないような感じだったので。だから嫌な気持ちがどんどんするだけで、余り聞きたくなかったなという気持ちはありました。

(裁判官)

ありがとうございました。

4番の方に。精神鑑定の証人が二人いたということで、二人とも同じようなことを述べていって、でも結論が違っているわけですか。

(4番)

はい。

(裁判官)

その結論が違っているところが分からなかったということですか。同じようなことを言うんだけど、結果的に二人の医師がそれぞれ結論が違っている、その結論の分かれ目、なぜその二人の医師の結論が違っているのかという、その結論を分けた分岐点が分かりにくかったということですか。

(4番)

分かりにくいことは余りなくて。言っているのはほとんど一緒というか、結論だけが違うだけで、そこまでの話のストーリーとかは全部一緒で、何とか症にするのかしないのかぐらいの差しかなかったの、結局、そこは別に僕らとしてはどっち

でもよくて。どっちでもいいわけじゃないですけども、何とか症がつくかつかないかというところは余り重要視はしていなくて、その精神鑑定した内容自体がこの事件を起こしたきっかけなんかになっているのかどうかというところを最初に示してほしかった。ずらずら言われると分かりにくかったです。

(裁判官)

そうすると、まず証人に来た精神科医のお医者さんのお話の結論から入ってほしかったという。

(4番)

そうですね。

(裁判官)

その症状なり診断が今回の事件にどういう影響を与えたかというところをまず結論として出してもらって、その理由を説明するという形で尋問をしてほしかったということですか。

(4番)

そうですね。最初に何かないと、ずっと聞いていて、何が大事だか分からなくなってくるので、そういう話の仕方をしていただけると分かりやすかったかなと。

(裁判官)

ありがとうございました。

(司会者)

次に、証拠調べが終わった後、最後に論告・弁論というのがあったと思いますが、これについて伺いたいと思います。それまでの証拠調べの結果を踏まえて、検察官、弁護人、それぞれが意見を述べるというものですが、これも実際に使われたもののコピーがお手元にあると思いますので、それに沿って思い出していただければと思います。4番さん、お願いしたいんですが、いかがでしたでしょうか。

(4番)

論告・弁論自体は、そこまでにいろいろ評議もしてきていまして、いろいろ話を

聞いてきたというインプットの情報がいっぱいあったので、特に違和感なく話は聞けたと思っています。特に言っている内容が分からないこともなかったですし、それぞれ検察官の方と弁護人の方が訴えたいところは分かりやすかったと思っています。

私の裁判自体は余りプレゼンテーションみたいなところは精神鑑定のところではなくて、他は紙でもらったものを見ながら話していただくというスタイルだったので、紙に書いていないことってやっぱり分かりづらいんですけども、ただ、ここまで来た段階では、分かりにくいことはなくて、我々と話していた内容ともそんなに食い違いのない内容で、それぞれの述べたいことを言っていたのかなと思っています。

(司会者)

ありがとうございました。じゃあ、5番さんに伺いたいと思います。

(5番)

検察官の方のおっしゃるところも弁護人の方のおっしゃるところも結局量刑に対してどういうところを組み入れるかということがポイントであったなと思うので、そういったところについては非常にわかりやすかったかなとは思っております。

初めてのことで当然ありますので、検察側の最終的な量刑に関しての数値的なものが本当にいいのかどうかというところもあったとは思いますが、そこまでの証人の尋問だとかいろんなことを総合的に勘案すれば、争点は非常に分かりやすかったので、最終的に両者がおっしゃるところも非常に理解しやすかったかなとは思っています。

(司会者)

じゃあ、6番さんに伺います。

(6番)

皆さんのお話を聞いて、私の方はもっと単純な事件じゃなかったかなと思います。ですから、検察側はあくまでも最初から殺意を持って刃物を振り回したということ

に一貫していて、しかもアルコールでも単純酩酊ということで心神耗弱とかは考えられないというようなお話になっていました。それに対して、当然のことながら弁護人の方は、いや、これは自己防衛で、脅かすつもりで無我夢中でやったということなんだと。それで、ある程度心神耗弱の可能性もあると思われるというようなお話を終始一貫して、その辺が食い違っていて、あとは私なんか、裁判長を含めてそれをどういうふうに解釈するかということの検討というような。

(司会者)

じゃあ、それぞれの主張の食い違いはよく理解できて、あと、それを評価に結びつけることができた。

(6番)

理解できました。だから、その辺で完全に食い違っていたなというふうに思っております。

(司会者)

ありがとうございます。じゃあ、1番の方、お願いします。

(1番)

論告の要旨について、検察側の方が出されたものはB4サイズに大きく1枚に全てがまとめられていて、私たちは何を理解してどういうふうに話し合ったらいいのかという判断をするというか、コンパクトに整理されていてすごく分かりやすかったです。弁護側の方のも、パワーポイントでしたけれども、争点についてすごく分かりやすくまとめてあって、これから話し合うんだなという準備の段階としてもう一度改めて整理をしたという部分では分かりやすかったです。

(司会者)

弁護人の弁論は、パワーポイントと併せて弁論要旨という文章で書いたものもありますよね。

(1番)

こっちはすごく長かった。通訳を介しているんで、これを全部読むのかなと思っ

て、すごく法廷が長くなるななんて思いながら読みましたけれども、この文章に関しては、パワーポイントだけで説明をしていただいた方が分かりやすかったんじゃないのかなと思いました。

(司会者)

文章を後で読み直したりということはありませんか。

(1番)

戻ってから読み直しました。ただ、あれっ、そんな話出てきたんだっけかななんて思いながら。逆に細か過ぎて、その話も出てきたのかなというふうな感じで、混乱とまでは行きませんが、何かいろんな情報が盛り込まれ過ぎて、パワーポイントの方だけでよかったんじゃないのかなと思いました。この文章に関しては、ちょっと難しいな、理解しづらかったなと思います。

(司会者)

ありがとうございました。では、2番さん、お願いします。

(2番)

私の参加した論告についても、2日間の審理で冒頭陳述から証拠調べ、弁護人の主張と、まとめたものが1枚の用紙になって、量刑を決める上でこういうところを考慮してくださいという内容がポイントポイントで載っていて、思い返した中でもそうだなというところだったり、自分でメモで残していたものも照らしながら、すごく分かりやすくなっていました。

それに対して、弁護人の弁論要旨メモの方は、要は守る立場というか、量刑はある程度覚悟しています、けれどもこういうところを考慮してくださいねというところがまとまっている内容でした。けれども、後々、この後の評議の中でやっぱり検察側の求刑が非常に軸になっていたところがあって、要は私たちはこのぐらいの事件内容だとこのぐらいの刑期になるというのが物差しとしてないですから、これだと求刑何年ですというもう少し丁寧な説明が欲しかったなというところは率直に思いました。

(司会者)

求刑を聞いた時は、あらかじめこのくらいかなとかそういう考えは全くない状態で聞いたんですか。

(2番)

私なんかは本当にほぼ素人というか、お互いの被告人なり被害者なりの心情なりを考慮して考えた上で決めようと思っていたので、全くこのくらいとかというのはその時点でなかったんですが、こうだこのくらいで来るんだというのがこの時分かかったものですから。翌日からの評議についてもこれを軸に進めたところが強かったもので、そうするとこのときも刑期の根拠というのがもう少し時間として説明があってもよかったのかなとは思いました。

(司会者)

ありがとうございました。では、3番の方、お願いします。

(3番)

検察側の論告ですが、裁判員に訴えかけるような文面でうまく書いてありました。弁護側の方から、私たちは初めてだったので知らないんですけども、珍しく量刑分布とかそういうのが載っているものが提出されまして、大体こういう事件はこの程度ですよというのが載ってまして、あとは、どれだけ裁判員に量刑を下げさせるかという項目をうまく出してある弁論だったと思います。

(司会者)

弁護人の弁論で量刑分布の表とグラフが載っていたということですがけれども、これを見てどう思われましたか。どういう印象ですか。

(3番)

いい資料だったとは思いますがけれども。一応評議の中でも似たような説明は受けていますので。ただ、これがちょっとあだだったのかなという感じもします。

(司会者)

あだだったというのはどういうことですか。

(3番)

結局は弁護側の求刑より重くなった結果だったんですけれども。結構女性の方もいたり年配の方もいたもので、ちょっと感情を逆なでしている部分があったのかなと思うような感じはします。

(司会者)

最終的にこういうグラフ等を示されるのは、その後刑を考える際には参考になるものでしたか。

(3番)

そうですね。初めてなので、この手の事件は大体どのくらいというのは全然分からないので、幾つか教えていただいて、ああこれくらいかなと思ったんですけれども、でもいろんな感じの結果が出ていましたので、皆さんいろんな考え方があるんだなという気はしました。

(司会者)

ありがとうございました。

求刑を聞いてこのくらいなんだと初めて感じたとか、あるいはグラフを見て全くそれまで基準みたいなことが分からなかったんだけれどもそういうことだったのかというふうに、論告・弁論の場面で初めて具体的な刑についての情報に接するということが、多くの方はそういうことだったかと思うんですけれども、例えば、大体このくらいになるんだということはもう少し早く分かっているでもいいんじゃないかと、こういうような感想を持たれた方はいますか。審理の最初の方から、重くてこのくらい、軽くてこのくらいで、そのうちでどの辺に当たるかをこれから考えていくんですよという情報があった方がいいか、あるいは、それはもう全て証拠調べが済んだ後でゆっくり議論すればいいか、この辺についてはいかがでしょうか。

(裁判官)

事実関係に争いがない事件で。

(司会者)

事実関係に争いが無いということで。

(3番)

私は最後で問題ないと思います。刑期に対しての先入観でやってしまうと、ますます何か分からなくなってくるような気がするので、客観的にもう最後にぼんと出てくると素直に審議できるような気もするので、最後でよかったんじゃないかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。検察官と弁護士の方にもコメントあるいは質問等をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。まず、検察官、どうですか。

(検察官)

論告のまとめ方については、それなりにおおむね御好評をいただいているようで、ひとまずほっとしておりますが、ただ、やはり分かりにくいというのが求刑の具体的な数字という御指摘をいただきまして。

我々は大体法律で当然その枠が何年から何年まで、死刑だとか無期の場合もあるんですけども、今出てきたのは全部それはないようですので、何年から何年。そうすると、その中でこういう事情からこのぐらいのところということを大体はお示ししているつもりではあるんですが、結局のところ、突き詰めていくとじゃあなぜそこなのというのは結局物差しがないと分からないというのは、これはごもっともなことだと思います。

ただ、そこをどこまできちきちと説明していくか。結局そうするとこれはやっぱり弁護側の考え方もあって、その中でやはりそういった、この事情この事情というのを皆さんの感覚でどうなんだろうかというのを考えていただくのが恐らく裁判員裁判における量刑の在り方なんだろうと思います。

もちろん衡平という問題もありますから、ほかの事案との比較、先ほどの量刑分布なんていうのもあるとは思いますが、今、皆さんの感想、特に2番さんから御指摘をいただいたところについては、今後もう少し、もっとうまい説明がな

いか、分かりやすい説明、御納得いただける説明がないかというのは考えていかなくちゃいけないなと思った次第です。

(司会者)

伊藤弁護士，どうぞ。

(弁護士)

皆さんにお伺いしたいんですが、検察官は必ず具体的な数字の求刑が出てきます。弁護側も最近は量刑意見，まさに求刑に相当するものをしている例が多いかと思うんですが、皆さんの経験された中で、弁護側の量刑意見がなかったというケースはありませんか。3番さんは恐らく、先ほどの説明からすると弁護側も求刑に相当する懲役何年が相当という意見を述べたと思うんですけれども、これがなされていないケースというのは皆さんの中にありませんか。

(6番)

私の場合は、弁護人の方が国で定められた弁護人ということなのか、一切それはありませんでした。

(弁護士)

6番さんのところは懲役何年が相当という意見はなかった。

(6番)

はい。ありません。

(弁護士)

ほかの皆さんはどうでしたか。

(4番)

ありました。

(弁護士)

じゃあ、6番さん以外は皆さん弁護人の方からも年数があつた。

(1番)

ありました。

(弁護士)

ありがとうございます。

(司会者)

それでは、残り時間も少なくなりましたので、論告・弁論が終わった後、次に評議・判決等に行きます。評議に関しましては、評議の秘密の問題などもありますのでなかなか話しにくいところが多いかと思うんですが、全般に進め方としてどうだったか、あるいはここをこうしたらいいんじゃないかというところなどがあつたら伺いたいと思います。

それから、評議に限らず、裁判所の方で皆さんにおいでいただきましていろいろ手続をするという過程で何か、ここは工夫が足りないとかこうした方がいいという点がありましたら、まとめて伺えたらと思います。

じゃあ、5番さんからお願いできますでしょうか。

(5番)

評議については、比較的皆さんが理解しやすかったということもありますし、法廷での審理そのものもそれほど混乱を招くようなこともなかったですし、事象自体も分かりやすく、皆さんそれぞれにやはり確認をしたい、こういうことを聞きたい、こういうことを言いたいということについては満遍なく御意見もされていたので、別室での評議そのものについてはそれほど混乱もなく進められたかなと。それぞれがそれぞれの御意見をお持ちで、それなりの御意見をおっしゃっていたので。

やはり、最後の量刑の部分に関しては、先ほども出ていましたけれども、どういうふうな方程式でその数字が出てくるのかという基本的な公式みたいなものがないので、いわゆる我々のイメージとして見ると一般的にはこんなものじゃないですかみたいなことの幅が少しあって、その中の意見交換という意味では非常に活発な意見が出されたのかなと思っています。そういう意味では、やはりこれが一つ裁判員制度のやり方であり、そういったもので導き出される結果なのかなと、率直にそれは思いました。

あと、ちょっと気になるのは、控え室から法廷に行くのに専用エレベーターを使いますけれども、多分審理が非常に多かったのかもしれませんが、余りスムーズに移動ができなかったということと、途中で別の法廷の被告人とすれ違うケースもあったりして、何と云えばいいのか分かりませんが、もう少しそういうところに配慮があってもいいのかなと率直には思います。

(司会者)

建物の構造の問題もあるんですが、なるべく移動の時間がかち合わないように少しずつ審理時間をずらしたりということは裁判所の方としても考えていますが、なお努力したいと思います。

(5番)

多分それぞれの法廷で審理の時間が前後したり短くなったり長くなったりで、多少の部分が重なることはあるかもしれないんですけど、余り会いたくないと言ったら変ですけど、そういうふうには思うこともあるので。ちょっとそれは感想として思います。

(司会者)

ありがとうございました。では、6番の方、お願いいたします。

(6番)

これが一番心配していたことで、意見が合わなかったらどうしようかなと思っていました。まず検事の方が求刑されて、それも、ああ、こういう事件だとこの程度なのかなということ以外に、重いか軽いかって私なんかは検討が付きませんでした。それに対して評議になってから過去の事例を出されて、ああ、なるほどなというふうに、それも納得しました。それで、何年から何年の間に入りますよと、それは大分高低がありました。それを高低があった中にも平均的に入るものという、これはなるほど合理的な審議の仕方だなというふうにつくづく思いました。私が一番心配していたことが解決したような気がしました。

ただ、この被告人は過去、大分前に前科があって入っている。アルコールが原因

のものもあるし、そうじゃないものもあるんですけども。あくまでも過去何十年前だともうそれは不問にするよと。なるべく早く更生してもらいたいけれども、やはり私自身もある程度、自分の意思でやめようと思ってやめられないのが、そういう人が刑期が終わったら出てきていいのかなというようなことはちょっと残りました。

(司会者)

ありがとうございました。では、1番の方、お願いします。

(1番)

検察側の方から出された求刑と弁護側からこのくらいが相当ですと言われた刑に開きがあったので、それは非常に戸惑いました。

あと、私たちが関わった裁判の事案だけで判断するものではなくて、最初に御説明があった、ほかの同じ刑を犯した人に科されている刑との衡平性というふうに、そんなに強く言われたわけではないですけども、そういう部分で保っていくのがいいというふうに御説明いただいて、そこが最初、両方考えながらというのが難しいなと思いました。

そこに縛られるとじゃあ裁判官の方が適当と思われるところが適当なのかなというふうに思ったりもしたんですけども、結局、皆さんそれぞれに思うところを何度も何度も話し合っ、なかなか進まないようなときは裁判官の方が一つ一つ事案、事実を整理してくださったので、すごくそこが助けになって、最終的にまとまるというふうな方向には話が行ったかなと思いますけれども、やっぱり量刑を決めるといふ部分の難しさというのは、本当に与えられた時間の中で結果に導いていけるのかなという不安を感じて、評議に入る前はそういう不安はちょっと思いました。

(司会者)

ありがとうございました。では、2番の方、お願いします。

(2番)

評議の中ではほかの方たちと同じようにたくさんの意見が出て、最初は少し皆さんが考えているものもやっぱり違ったんですけども、意見を交わすことによって

徐々に、悪い意味で歩み寄ったわけではないんですけれども、研ぎ澄まされたというか、みんなの意見が一致するようになってきて、非常にいい評議ができたと思います。ただ、帰ってから思ってみると、裁判官の方に進行していただいて、この種の事件はこうグラフがあってこの辺がというような話があったりするんですけれども、どこかみんな、2日間の審理を見て聞いて感じたことよりもそのグラフの方を気にし始めたりするようなどころが多くて、被害状況の写真とかいろいろひどい常習性があったりというような、写真なんかだと14歳の女性も被害者になっていたりするのもあったので、それを1つの山になっているグラフのどの辺に当たりますというのだけで決めるんだったら、存在意義まではいきませんけれども、皆さん忙しいところに来て、じゃあこの辺ですねという話で収まるんだったら、どうなのかなとは思いました。けれども、それも一つの目安というか物差しとして、まあまあ結果としては皆さん主張というか考え方を話した中で量刑を決められたことについてはよかったかなとは思っています。

一つ、先ほど弁護士さんからもありましたけれども、弁護側からも求刑というか、懲役何年というのが私の事件でもあったんですけれども、やっぱり検察側からの量刑ともかなり開きが、半分ぐらいだったんですけれどもあって、逆に言わない方がいいんじゃないかなというところは感じました。反感というか、どちらかというところ皆さん被害者側の方を意識しているところもあったので、あれはないよねという話も少しあって。私が判断することじゃないんですけれども、逆に反感を買っていたようなところもありました。

(司会者)

ありがとうございました。では、3番の方、どうぞ。

(3番)

正直、量刑を考える時は個人的にはすごく怖くて、人の人生に関わるというのになんかちょっとでも入っていくので、逆に提示された裁判の事例とかそういうのも見て、ああ、こんなものなのかなと思って、自分の中で、じゃあそれはどうしてそうなん

たかというのを自分なりに考えて出したんですけれども、やっぱり人それぞれで、えっと思うようなことも言う方もいますし。

そういうので、これでまとまるのかなという気持ちは最初はあったんですけれども、さすがに1日目で終わらなくて、2日目、日曜日、時間を置いて会ったときは、何か知らないけれども皆さんちょっと、この間と違うなというような感じのことを言い始めていました。だからそういう意味で一步引いてやればいいのかいんですけれども、どうしてもやはり被告人を見ちゃうと、この子にそこまでやってもいいのかいという感情が出ちゃうので、そういうので裁判官の人ってすごいなと思ったりしました。

(司会者)

ありがとうございました。それでは、4番の方、お願いします。

(4番)

まず、全般的な雰囲気としてはすごくしゃべりやすくて、自由にみんな発言ができて、一番最初に裁判長に絶対後悔はしないでくださいと言われたのがすごくしゃべりやすくなったなと感じています。いろんな方の意見も聞けたというのもすごくよかったかなと思っています。

難しかったのが、今回の事件が母子家庭の母親を子供が殺してしまったという事件で、それも未成年で、証言として話せるのが被告人とその父親しかいなかったもので、被害者側の心情とかが全く分からない状態でどれくらい悪いかとかいうところを判断しなきゃいけないというところがすごく難しく、その証言している内容だけから本当に正しいことを導き出すのがすごく大変だったなと思っています。結局、論点はその性格だったりとか生まれ育った環境とかそういうところになってしまって、そこが刑の重さを決める点になったので、ちょっと難しかったなとは感じていました。

ただ、それでもやっぱり裁判の初めに裁判官の方が論点をできるだけ絞って、決められるようにうまくやってくれたのかなとは感じていて、それはありがたかった

などと思います。

あと、我々の評議の中のやり方として、最初に刑は言われていますけれども、その刑ありきではなくて、本当にこの事件がどう悪かったのかというところを中心に評議をした後で刑の年数になったので、評議をできたのはすごくよかったですけれども、刑の年数を決める先ほどのデータベースとかそういうのを見る時間が余りなくて、逆に基準がないのでその後はどうですかと言われてもなかなか分かりにくかったなというのはありました。やっぱり人によってすごく差が出てしまっていたので、始まる前からそれを知る必要は全然ないとは思いますがけれども、評議の間の時間にそういう基準をもう少し時間を掛けて説明していただきたかったなと。いろいろ質問をしながら聞いてはいるんですけども、例えば殺人をしてしまったときの人数で刑が違ふとかそういうところも全然知らないんですけども、そういうところとかも含めて、もう少し時間を掛けて説明していただけるとありがたいかなと思いました。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、時間もそろそろ参りましたので、最後に総括的に検察官、弁護士、裁判官からコメント等をいただけたらと思います。九岡検事、どうですか。

(検察官)

本当に、今日最初に申し上げましたように、今までいろんな場面でほかの事件の裁判員になってくださった方の例えば記者会見の内容を伺ったりして、本当に真摯に取り組んでくださっているということを常々思ってきましたけれども、よりその思いを強くするところでしたし、こういったおかげで、評議は特に私や弁護士の先生はよく分からないところではありますが、その一端をうかがうこともできましたし、あるいは非常に今後の参考になる御指摘をいただけたと、さっきから同じようなことばかりしか言っておりませんが、それは掛け値なしにそう思っているからでして、本当に皆さんに感謝するところです。今日はいろいろ御指摘いただきまして

感謝申し上げます。

(司会者)

伊藤弁護士，どうぞ。

(弁護士)

先ほど2番の方にも御指摘いただきましたように，弁護人の科刑意見が客観的に不相当に軽過ぎると逆効果であるというのはよく指摘されているところでして。ただ，目指すべきは，検察官の求刑があつて弁護人の科刑意見があつて，大体その中の幅でその量刑の参考にさせていただけるような適切な意見を述べることができればと思います。どうも今日はありがとうございました。

(司会者)

裁判官，どうぞ。

(裁判官)

今日は冒頭陳述，証人尋問，被告人質問，論告・弁論，評議についての御意見をいただきまして，かなり具体的なアドバイスをいただいたと思っておりますので，また明日からの裁判員裁判の運営改善につなげていきたいと思ひます。どうもありがとうございました。

(司会者)

今まで繰り返し指摘があつたとおりで，我々が裁判員裁判を進めていく上で日頃問題となっている点について，今日は非常に具体的で貴重な意見が伺えたと思ひます。今後役に立てていきたいと思ひます。まだまだいろいろと伺いたいところもあるんですが，時間となりましたので，本日はこれで終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。